（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、「第七十七条まで」とあるのは「第七十六条まで及び同法附則第十条第二項を「。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、「第七十七条まで」とあるのは「第七十七条（平成十八年改正法附則第十条第二項の規定により適用される場合を含む。）まで」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、同条第二項」を「平成十八年改正法附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、新令第二百六十二条第一項」を「。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、「の規定」とあるのは「（地震保険料控除）（同項の規定により適用される場合を含む。）の規定」と、新令第二百六十二条第一項」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、「地震保険料」を「平成十八年改正法附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、「地震保険料」に、「第三百十九条第五号」を「第三百十九条第八号」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第二条第三号」の下に「、所得税法第百七十四条第八号」を、「第七十六条第三項第一号及び第四号」の下に「、第百六十一条第十号並びに第二百二十五条第一項第四号」を加え、「第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項」を「第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第百八十三条第三項第一号、第二百九条第三項、第二百九十八条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号」に改め、「第八条、所得税法」の下に「第九条第一項第十七号、」を加え、「及び第七十七条第二項第一号」を「、第七十七条第二項第一号、第百六十一条第十号及び第二百二十五条第一項第五号」に、「所得税法施行令第二百九条第三項」を「所得税法施行令第三十条第一号、第百八十四条第二項、第二百九条第三項、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項」に改める。

第十一条　保険業法施行令の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第七十六条第三項第一号及び第四号」を「第七十六条第五項第一号及び第六項第四号」に、「第百八十三条第三項第一号、第二百九条第三項」を「第百八十三条第三項第一号、第二百九条第一項」に、「第七十六条第三項第四号」を「第七十六条第六項第四号」に、「第百八十四条第二項、第二百九条第三項」を「第百八十四条第二項」に改める。

財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十一号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条の五」を「第七十二条の三」に、「分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益」を「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」に、「第百三十九条の七」を「第百三十九条の六の二」に、「第六款　繰越欠損金（第百五十五条の十九―第百五十五条の二十一の二）」を「第六款　連結法人間取引の損益（第百五十五条の二十二）
　第七款　繰越欠損金（第百五十五条の十九―第百五十五条の二十二）」に、
「第二章　第三章　第一節　第二節　第四章　退職年金等積立金に対する法人税（第百五十六条の二―第百六十一条）
　清算所得に対する法人税
　解散の場合の清算所得税の課税の特例（第百七十一条・第百七十二条）
　継続等の場合の課税の特例（第百七十三条―第百七十五条）
　更正及び決定（第百七十五条―第百七十六条の二―第百七十二条）」

第一条中「「事後設立法人」、「被事後設立法人」を「「現物分配法人」、「被現物分配法人」に改め、「「連結法人」」の下に「、「支配関係」、「完全支配関係」を加え、「「適格現物分配」に改め、「、「清算確定申告書」及び「、「清算中の予納額」を削り、「第三十七号、第三十九号から第四十三号まで又は第四十五号から第四十七号まで」を「第三十六号から第三十九号まで又は第四十一号から第四十三号まで」に、「事後設立法人、被事後設立法人」を「現物分配法人、被現物分配法人」に改め、「、連結法人」の下に「、支配関係、完全支配関係」を加え、「、適格事後設立」を「、適格現物分配」に改め、「、清算確定申告書」及び「、清算中の予納額」を削る。

第四条の二第一項中「同号」を「同条第十二号の七の五」に改め、同条第二項第一号中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係（当該合併が被合併法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されない合併（以下第四項までにおいて「無対価合併」という。）である場合にあつては、合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係に限る。）」に、「当該関係」を「当該完全支配関係」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係（当該合併が無対価合併である場合にあつては、次に掲げる関係がある場合における当該完全支配関係に限る。）があり、かつ、当該合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該合併後に当該同一の者を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該合併後に当該同一の者と当該合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係があり、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人と当該合併に係る合併法人との間に当該適格合併に係る合併法人による完全支配関係が継続することとし、当該合併後に当該合併に係る合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には当該合併の時から当該適格合併の直前の時まで当該同一の者と当該合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続することとする。）が見込まれている場合における当該合併に係る被合併法人と合併法人との間の関係